官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境六）　二
○産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三
〔デジタル庁令・省令〕
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する命令（デジタル庁・経済産業一）　三
〔省　令〕
○国債の発行等に関する省令及び物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令（財務三七）　五
〔訓　令〕
○意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（法務一）　五
〔その他告示〕
○ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁五）　六
○包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同六）　六
○地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める告示（総務一三三）　七
○特定国外派遣組織を指定する件（同一三四）　七
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（厚生労働・経済産業・環境四）　七
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（同五）　七
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産五〇八）　八
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件（経済産業五〇）　八
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（特許庁二）　七
○特定登録調査機関の先行技術調査業務を一部休止する件（同三）　八
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（国土交通二六五）　九
○水先人に免許を与えた件（同二六六）　九
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二六七）　九
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同二六八）　九
〔国会事項〕
内閣　内閣法制局　カジノ管理委員会
厚生労働省　最高裁判所　一〇
〔皇室事項〕
諸　事　項　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
防衛省防災業務計画の改正要旨の公表について（防衛省）　一〇
〔人事異動〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
農水産業協同組合貯金保険の保険料率、預金保険の保険料率、日本弁護士連合会令和七年度役員就任関係　三〇
会社その他
〔公　告〕
官庁
有権者申出方、基本測量関係事項関係　一二

府令・省令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第六号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第十七号）の施行に伴い、生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令

生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1～3　（略）	1～3　（略）
4　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。	4　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。
一　事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量　設備を導入する事業所の次に掲げる二酸化炭素の排出量を合計した量	一　事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。）様式第９指定―第10表１の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考１の規定により計算される数値
イ　燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するもの並びに他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）	
ロ　他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	
ハ　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	
二　事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量　事業者全体の前号イからハまでに掲げる二酸化炭素の排出量を合計した量	二　事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量　省エネ法施行規則様式第９特定―第12表１の「事業者全体」における「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考３及び備考４の規定により計算される数値
5　（略）	5　（略）

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号）第一条第五項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令

産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令（昭和五十五年厚生省・通商産業省・運輸省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地）	（在勤官署の所在地）
第一条　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第三項第二号及び第三号の認証機関審査旅費の額、第一条第一項第五号、第六号、第八号、第九号、第三項第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所審査旅費の額並びに第六条第一項及び第二項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和	**第一条**　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第三項第二号及び第三号の認証機関審査旅費の額、第一条第一項第五号、第六号、第八号、第九号、第三項第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所審査旅費の額並びに第六条第一項及び第二項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和

二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。

（表略）

（渡航雑費の不算入）

第二条　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、旅費相当額に算入しない。

（旅行雑費の額）

第四条　令第一条第五項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

（調整）

第五条　主務大臣が旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

２　独立行政法人製品評価技術基盤機構が、旅費法第八条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。

（表略）

（支度料の不算入）

第二条　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

（旅行雑費の額）

第四条　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

（調整）

第五条　主務大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

２　独立行政法人製品評価技術基盤機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・経済産業省令第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

経済産業大臣　武藤　容治

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和二年経済産業省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令	独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の四　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～七　［略］	一～七　［略］
八　法第五十一条第一項第九号に規定する情報処理システムの整備及び管理に関するデータの標準化に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力に関する事項	［新設］
九　法第五十一条第一項第十号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項	八　法第五十一条第一項第九号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項
十　法第五十一条第一項第十一号に規定する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項	九　法第五十一条第一項第十号に規定する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項
十一　法第五十一条第一項第十二号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十条の二に規定する調査に関する事項	十　法第五十一条第一項第十一号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十条の二に規定する調査に関する事項
十二　法第五十一条第一項第十三号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項	十一　法第五十一条第一項第十二号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項
十三　法第五十一条第一項第十四号に規定する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百五条の二に規定する調査に関する事項	十二　法第五十一条第一項第十三号に規定する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百五条の二に規定する調査に関する事項
十四　法第五十一条第一項第十五号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十五条に規定する業務に関する事項	十三　法第五十一条第一項第十四号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十五条に規定する業務に関する事項

十五　法第五十一条第一項第十六号に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十条第二項に規定する協力に関する事項

十六　法第五十一条第一項第十七号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

十七　法第五十一条第一項第十八号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項

十八　法第五十一条第一項第十九号に規定する附帯する業務に関する事項

十九～二十二　［略］

（中期計画の認可の申請）

第二条　機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、経済産業大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一　次号に掲げるもの以外のもの　経済産業大臣

［新設］

十四　法第五十一条第一項第十五号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

十五　法第五十一条第一項第十六号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項

十六　法第五十一条第一項第十七号に規定する附帯する業務に関する事項

十七～二十　［略］

（中期計画の認可の申請）

第二条　機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

［新設］

二　法第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項　経済産業大臣及び内閣総理大臣

（年度計画の記載事項等）

第四条　［略］

２　機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第五条　［略］

２　機構は、前項に規定する報告書を経済産業大臣及び内閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（会計の原則）

第六条　通則法第三十七条の規定により定める機構の会計は、この命令の定めるところによるものとし、この命令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

２　［略］

３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この命令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

（年度計画の記載事項等）

第四条　［略］

２　機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第五条　［略］

２　機構は、前項に規定する報告書を経済産業大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（会計の原則）

第六条　通則法第三十七条の規定により定める機構の会計は、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

２　［略］

３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

省　　令

○財務省令第三十七号

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令及び物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信

国債の発行等に関する省令及び物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

（国債の発行等に関する省令の一部改正）

第一条　国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（初期利子の支払額等） **第八条**　［略］ 2　［略］ 3　前項の場合において、財務大臣は、初期利子の支払額のうち、国債発行日に日本銀行に対し払い込ませる初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する金額を、第四条第三項、第五条第十一項、第六条第十一項及び前条第三項の規定による告示並びに第五条第一項及び第六条第一項の規定による通知に掲載するものとする。	（初期利子の支払額等） **第八条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前項の場合において、財務大臣は、初期利子の支払額のうち、国債発行日に日本銀行に対し払い込ませる初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する金額を、第四条第三項、第五条第十一項、第六条第十一項及び前条第三項の規定による告示並びに第五条第一項及び第六条第一項の規定による通知に記載するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（物価連動国債の取扱いに関する省令の一部改正）

第二条　物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受入経過利子等） **第五条**　［略］ 2　前項の場合において、財務大臣は、国債発行日に初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する額として日本銀行に対し払い込ませる金額を、国債の発行等に関する省令第五条第一項の規定による通知及び同条第十一項の規定による告示に掲載するものとする。	（受入経過利子等） **第五条**　［同上］ 2　前項の場合において、財務大臣は、国債発行日に初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する額として日本銀行に対し払い込ませる金額を、国債の発行等に関する省令第五条第一項の規定による通知及び同条第十一項の規定による告示に記載するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、官報の発行に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

訓　　令

○法務省訓令第１号

出入国在留管理庁長官

地方出入国在留管理局長

地方出入国在留管理局出張所長

地方出入国在留管理局支局出張所長

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年４月１日

法務大臣　鈴木　馨祐

（公印省略）

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成31年法務省訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「法第61条の２の８第２項」を「法第61条の２の11第２項」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

その他告示

○公正取引委員会
消　費　者　庁告示第五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之
消費者庁長官　新井ゆたか

一　ハム・ソーセージ類公正取引協議会（会長　木藤　哲大）の申請に係るハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年三月十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

ハム・ソーセージ類の製造・加工販売業、輸入販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部を次のように変更する。

次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、令和六年十月一日から適用する。

○公正取引委員会
消　費　者　庁告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、包装食パンの表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第九号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之
消費者庁長官　新井ゆたか

一　日本パン公正取引協議会（会長　飯島　延浩）の申請に係る包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年三月十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

包装食パンの製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約において「包装食パン」とは、パン生地を食パン型（直方体又は円柱状の焼き型をいう。）に入れて焼いたもので、水分が10パーセント以上のものであって、製造所で放冷又は冷却後包装し、販売のために小売店に出荷される食パンをいう。 この場合、パン生地とは小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これに<u>パン酵母</u>を加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、<u>砂糖類</u>、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたものをいう。 ２・３　（略）	（定義） **第２条**　この規約において「包装食パン」とは、パン生地を食パン型（直方体又は円柱状の焼き型をいう。）に入れて焼いたもので、水分が10パーセント以上のものであって、製造所で放冷又は冷却後包装し、販売のために小売店に出荷される食パンをいう。 この場合、パン生地とは小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これに<u>イースト</u>を加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、<u>糖類</u>、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたものをいう。 ２・３　（略）

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○総務省告示第百三十三号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千二百七十四億六千九百四十九万二千円とする。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

○総務省告示第百三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　比国における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年四月二日から令和七年五月九日まで
三　派遣人数（概数）　百六十人程度
四　派　遣　地　域　フィリピン共和国

○厚生労働省
環境省告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	整理番号
86	α－（ノニルフェニル）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル	(7)—172

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
286	チオシアン酸銅（Ⅰ）	(1)—129
287	*N*－デシル－*N*－エチル－*N*－メチルデカン－１－アミニウムの塩	(2)—184 (9)—1971
288	α－ヒドロ－ω－｛[(9*Z*)－オクタデカ－9－エノイル]オキシ｝ポリ（オキシエタン－1，2－ジイル）（繰り返し単位の繰り返し数は１以上の整数とする。）	(7)—88 (7)—319 (7)—1392

○農林水産省告示第五百八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

表福岡県の項中「三潴町農業協同組合」を削る。

○経済産業省告示第五十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第二百十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月一日

経済産業大臣　武藤　容治

表の指定の期間の欄中「令和七年三月三十一日」を「令和七年六月三十日」に改める。

○特許庁告示第二号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

令和七年四月一日

特許庁長官　小野　洋太

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事務所の名称及び所在地
第五十九号	令和七年四月一日	株式会社パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 （代表取締役　南部　靖之）	四　先行技術調査（応用光学） 十一　先行技術調査（動力機械） 十二　先行技術調査（運輸） 十八　先行技術調査（熱機器）	株式会社パソナグループ 大阪本部 大阪府大阪市中央区博労町三丁目５番１号 東京分室 東京都中央区日本橋一丁目２番５号 三島分室 静岡県三島市一番町１８番２２号 福岡分室 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号
第六十号	令和七年四月一日	株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区四谷本塩町４番４１号 （代表取締役　森園　覚誉）	四　先行技術調査（応用光学） 六　先行技術調査（事務機器） 十一　先行技術調査（動力機械） 十二　先行技術調査（運輸） 十九　先行技術調査（医療機器）	株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区四谷本塩町４番４１号住友生命四谷ビル３Ｆ・Ｂ２Ｆ
第六十一号	令和七年四月一日	ジェト特許調査株式会社 東京都台東区東上野二丁目１８番１０号 （代表取締役社長　髙倉成男）	三十二　先行技術調査（ユーザーエクスペリエンス）	ジェト特許調査株式会社 東京都台東区東上野二丁目１８番１０号日本生命上野ビル８Ｆ

○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、特定登録調査機関の先行技術調査業務の一部を休止する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月一日

特許庁長官　小野　洋太

一　登録番号　第十一号

二　特定登録調査機関の名称　株式会社ＡＩＲＩ

三　業務休止期間　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四　先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社ＡＩＲＩ　目黒支所

東京都品川区上大崎三丁目三番一号

五　休止しようとする先行技術調査業務の区分　十三（一般機械）、十五（搬送）、十六（繊維包装機械）、二十（無機化学）、二十三（半導体機器）、二十四（生命工学・医療）、二十七（プラスチック工学）、二十八（高分子）、三十（有機化合物）、三十三（情報処理）、三十七（映像システム）、三十八（画像処理）及び三十九（電気機器）

○国土交通省告示第二百六十五号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路の種類	路線名	区間	備考
一般国道	百四十四号	吾妻郡嬬恋村大字鎌原字陣場乙六百五十九番から同村大字田代字猪ケ原千二十五番十一まで	関越自動車道と上信越自動車道を連絡する地域高規格道路の一部
一般国道	百六十七号	志摩市磯部町五知字本田元七十一番一から鳥羽市白木町字北ノ谷二十三番八まで	志摩市と鳥羽市を連絡する道路
山梨県道	主要地方道甲府笛吹線	笛吹市石和町小石和字神明百二十四番一から同市八代町南字渋田二千九百四番一まで	笛吹市と新山梨環状道路を連絡する道路
千葉県道・茨城県道	主要地方道野田牛久線	柏市小青田一丁目五番一から守谷市大柏字中坪二百九十八番三まで	常磐自動車道と国道三百五十四号を連絡する道路の一部
恵那市道	雀子ヶ根鏡山線	恵那市大井町字雀子ヶ根二千八十七番百七十から同市大井町字鏡山二千十八番九十四まで	恵那市と中央自動車道を連絡する道路の一部
恵那市道	大井町百一号線	恵那市大井町字中田二千百六十番から同市大井町字雀子ヶ根二千八十七番二百二十一まで	恵那市と中央自動車道を連絡する道路の一部
恵那市道	大井町二百十三号線	恵那市大井町字原二千百九十四番百六十二から同市東野字白坂四千百三十九番まで	恵那市と中央自動車道を連絡する道路の一部
安来市道	今村四号線	安来市飯島町字毛津田六十四番三から同市飯島町字横屋百二十五番まで	安来市と山陰自動車道（安来道路）を連絡する道路の一部
安芸太田町道	イロハ線	山県郡安芸太田町大字津浪字下之原四十三番二から同町大字津浪字中之原二百二十八番五まで	安芸太田町と中国自動車道を連絡する道路の一部
安芸太田町道	津浪巡回線	山県郡安芸太田町大字津浪字下之原六十三番四から同町大字津浪字中之原二百四十三番七まで	安芸太田町と中国自動車道を連絡する道路の一部
安芸太田町道	イロハ線	山県郡安芸太田町大字津浪字下之原四十三番二から同町大字津浪字丸山一万五百九十五番四から同町大字津浪字丸山一万五百九十五番四まで	安芸太田町と中国自動車道を連絡する道路の一部
安芸太田町道	津浪巡回線	山県郡安芸太田町大字津浪字下之原七十一番三から同町大字津浪字下之原七十五番一まで	安芸太田町と中国自動車道を連絡する道路の一部

○国土交通省告示第二百六十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四五八号	分部　久	富山県	令和七年三月十七日	七尾水先区
第二〇〇一五〇号	西　俊明	兵庫県	令和七年三月十七日	内海水先区
第二〇〇一五一号	角田　真一	兵庫県	令和七年三月十七日	内海水先区
第二〇〇一五二号	小阪　晃育	和歌山県	令和七年三月十七日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇一五三号	渡辺周大郎	東京都	令和七年三月十七日	伊勢三河湾水先区

○国土交通省告示第二百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

稲倉石川及び十二号の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十四年建設省告示第六百八十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道古平郡古平町大字沢江町

国有林三三二九林班リ小班　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十二号までを順次結んだ線及び標柱七号と十二号を昭和四十四年建設省告示第六百八十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道古平郡古平町大字沢江町

国有林三三三〇林班ニ小班　七号及び十一号

国有林三三三〇林班い小班　八号から十号まで

国有林三三三〇林班ロ小班　十二号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十三号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十六号を昭和四十四年建設省告示第六百八十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

国有林三三三〇林班い小班　十三号から十四号まで及び十六号

国有林三三三二林班い[2]小班　十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

発足川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道岩内郡共和町宮丘の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯四三度〇四分二五秒九四〇五
	東経一四〇度三四分二六秒八一二二
二点	北緯四三度〇四分二五秒九六四六
	東経一四〇度三四分二七秒一三五九
三点	北緯四三度〇四分二八秒〇三〇六
	東経一四〇度三四分二六秒八二三六
四点	北緯四三度〇四分二八秒〇四八七
	東経一四〇度三四分三〇秒三三一三
五点	北緯四三度〇四分二七秒八〇三一
	東経一四〇度三四分三二秒五一八八
六点	北緯四三度〇四分二七秒四〇三一
	東経一四〇度三四分三五秒五〇九六
七点	北緯四三度〇四分二六秒七三七〇
	東経一四〇度三四分三七秒九六八一
八点	北緯四三度〇四分二六秒〇三四三
	東経一四〇度三四分三七秒五四四四
九点	北緯四三度〇四分二四秒一〇一四
	東経一四〇度三四分三三秒五八〇四
十点	北緯四三度〇四分二三秒八九九〇
	東経一四〇度三四分二八秒七〇九一
十一点	北緯四三度〇四分二三秒七九三九
	東経一四〇度三四分二七秒四六四一

十二点　北緯四三度〇四分二四秒二九三二
東経一四〇度三四分二七秒三八八六
十三点　北緯四三度〇四分二五秒〇一七七
東経一四〇度三四分二七秒二七九一
十四点　北緯四三度〇四分二四秒九九二七
東経一四〇度三四分二六秒九四三六
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一の橋公園の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
北海道上川郡下川町一の橋の区域内の土地のうち、次の一点から十九点までを順次結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点　北緯四四度一九分〇二秒一九四七
東経一四二度四五分五一秒六六七六
二点　北緯四四度一九分〇一秒一三四九
東経一四二度四五分五二秒七二八三
三点　北緯四四度一九分〇〇秒三八〇四
東経一四二度四五分五二秒七八五七
四点　北緯四四度一九分〇〇秒四〇〇〇
東経一四二度四五分五三秒三〇一五
五点　北緯四四度一八分五九秒二三七九
東経一四二度四五分五三秒三八七三
六点　北緯四四度一八分五七秒五九二二
東経一四二度四五分五一秒九七四三
七点　北緯四四度一八分五七秒〇五九七
東経一四二度四五分五一秒八七九二
八点　北緯四四度一八分五五秒八五四九
東経一四二度四五分五二秒二七〇四
九点　北緯四四度一八分五五秒七八〇六
東経一四二度四五分五一秒二〇四六
十点　北緯四四度一八分五六秒四三二七
東経一四二度四五分五〇秒九三二七
十一点　北緯四四度一八分五五秒七五四三
東経一四二度四五分五〇秒一九六七
十二点　北緯四四度一八分五四秒四三六一
東経一四二度四五分四九秒七一四三
十三点　北緯四四度一八分五四秒七一四九
東経一四二度四五分四八秒七二〇五
十四点　北緯四四度一八分五五秒二四二六
東経一四二度四五分四八秒七二〇〇
十五点　北緯四四度一八分五五秒七一二六
東経一四二度四五分四八秒三三九八
十六点　北緯四四度一八分五六秒九七六一
東経一四二度四五分四八秒九三四五
北緯四四度一八分五七秒九一七八
十七点　東経一四二度四五分四九秒五九三四
十八点　北緯四四度一八分五九秒二一六五
東経一四二度四五分四九秒〇三七九
十九点　北緯四四度一九分〇〇秒八七七〇
東経一四二度四五分四九秒五九三二
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
富良野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成元年建設省告示第千六百九十号で指定した同号十八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道空知郡上富良野町
四〇六四番一一　一号
四〇六八番九　二号
四〇六八番三　三号から五号まで
四〇六九番一　六号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から九号までを順次結んだ線及び標柱七号と九号を昭和四十四年建設省告示第八百五号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道空知郡上富良野町
四〇六九番一　七号
四七五四番一　八号及び九号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十号と十四号を昭和四十四年建設省告示第八百五号で指定した同号六に掲げる土地の境界線及び平成元年建設省告示第千六百九十号で指定した同号十八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道空知郡上富良野町
二二四二番六九　十号
二二四二番七二　十一号
二二四二番一四二　十二号
一五八六番三五　十三号及び十四号

○国土交通省告示第二百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
令和七年四月一日
国土交通大臣　中野　洋昌
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
発足川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十三年建設省告示第千二百九十七号で指定した同号六に掲げる土地の区域

国会事項

衆議院

議案提出

三月二十八日内閣から提出した議案は次のとおりである。

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

船員法等の一部を改正する法律案

質問書提出

三月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問主意書（屋良朝博提出）

答弁書受領

三月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員八幡愛提出インターネット上の不適切な広告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一提出日本学術会議法案と安全保障技術研究推進制度との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄提出大韓民国における口蹄疫の発生に対する我が国の防疫対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出政府開発援助（ＯＤＡ）の削減に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出畜産動物のアニマルウェルフェアに関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出日本のコンテンツがディープフェイク技術によって悪用されている問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈提出外免切替制度の懸念と国際免許の制度的抜け穴に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中国大使等による地方自治体への不当な圧力に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月二十八日内閣から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和六年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

会議

三月三十一日（月曜日）　午後四時三十分　本会議

参議院

議事日程

三月三十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号
令和七年三月三十一日（月曜日）
午後一時開議
第一　土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　棚田地域振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第三　山村振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議案受領（予備審査）

三月二十八日内閣から次の議案が送付された。

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

船員法等の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（階猛外七名提出）（衆第二二号）

議案付託

三月二十八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一七号）　総務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）　厚生労働委員会に付託

質問主意書提出

三月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七二号）

東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七三号）

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七四号）

混合診療の解禁に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七五号）

答弁書受領

三月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか提出学校における動物の飼育に関する質問に対する答弁書（第五九号）

参議院議員石垣のりこ提出しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問に対する答弁書（第六〇号）

参議院議員浜田聡提出子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問に対する答弁書（第六一号）

参議院議員浜田聡提出政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問に対する答弁書（第六二号）

参議院議員浜田聡提出令和六年財政検証の諸前提が実態と乖離している可能性に関する質問に対する答弁書（第六三号）

参議院議員浜田聡提出いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問に対する答弁書（第六四号）

参議院議員浜田聡提出公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問に対する答弁書（第六五号）

参議院議員浜田聡提出情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問に対する答弁書（第六六号）

報告書受領

三月二十八日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和六年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

辞令

（警務部警備第三課長）参議院
参事　　佐藤　宏

（警務部警備第二課長を命ずる
参議院参事
記録部速記第一課長を命ずる）
有薗万里子

（警務部警務課警務主幹）参議院
院参事　　丸　健治

警務部警備第三課長を命ずる
参議院参事　　植田　武史

警務部警務課警務主幹を命ずる（以上四月一日）

人事異動

内閣

最高裁判所判事に任命する
判事　　高須　順一

小林　宏司

高等裁判所長官に任命する
田中　淳子

（中野　淳子）

検査官に任命する（以上三月二十七日）

内閣法制局

（内閣法制次長）
木村　陽一

令和八年三月三十一日まで勤務延長する（三月三十一日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課企画官）内閣府
技官　　谷村千栄子

農林水産省に出向させる
（農林水産省大臣官房政策課調査官）農林水産技官　　天野　絵里

内閣府技官（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課企画官）に転任させる
総務企画部総務課に併任する（以上四月一日）

厚生労働省

労働保険審査会委員に任命する
廣　尚典

中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（以上四月一日）
城山　英明

最高裁判所

高等裁判所長官
小林　宏司

広島高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
福井　章代

部の事務を総括する者の指名を解く
最高裁判所裁判所調査官に充てる
最高裁判所首席調査官を命ずる
宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮家庭裁判所判事・宇都宮簡易裁判所判事
山田　真紀

東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
佐藤　達文

宇都宮地方裁判所判事に補する
宇都宮地方裁判所長を命ずる
兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する
宇都宮家庭裁判所長を命ずる
宇都宮簡易裁判所判事に補する
宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
加本　牧子

東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
最高裁判所判事草野耕一付秘書官
山中　美和

最高裁判所判事高須順一付秘書官を命ずる（以上三月二十七日）

皇室事項

認証官任命式

三月二十七日午後七時十分、宮中において、最高裁判所判事高須順一、高等裁判所長官小林宏司及び検査官田中淳子の認証官任命式が行われた。

行幸

天皇陛下は、三月二十七日午前九時五十六分御出門、ブラジル大統領閣下を御訪問のため、帝国ホテル（千代田区）へ行幸、同十時三十五分還幸になった。

御答信

天皇陛下から一月二十六日インド大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月十一日御答信があった。

天皇陛下から二月十八日クロアチア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月十八日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

防衛省防災業務計画の改正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、防衛省防災業務計画を改正したので、同条第２項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和７年４月１日　　防衛大臣　中谷　元

防衛省防災業務計画の改正について

一　改正の目的

統合作戦司令部の新設に伴い、防衛省防災業務計画の改正を行った。

二　改正年月日

令和７年３月24日

三　改正の要旨

統合作戦司令部の新設に伴い、統合作戦司令官による災害派遣対応などに関係する規定の整備を行ったほか所要の修正等を行った。

公　告

諸　事　項

有　権　者　申　出　方

元当局所属公証人米重哲男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年４月１日　　さいたま地方法務局

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月１日　　国土交通大臣　中野　洋昌

測量の種類	実施時期	地域	備考
復旧測量	令和６年度	全国	電子基準点（標高改測）、電子基準点（付）(標高改測)、三角点（標高改算、改測）、多角点（標高改算）、地殻変動観測点（標高改算）、水準点（改算）、超長基線電波干渉計観測点（標高改算）
ジオイド測量	令和６年度	全国	ジオイド・モデル「ジオイド2024日本とその周辺」
離島の基準面補正量確定測量	令和６年度	全国	基準面補正パラメータ
基準点測量	令和６年度	沖縄県宮古島市	三角点（新設）
時空間変位確定測量	令和６年度	全国	地殻変動補正パラメータ.2025
電子基準点測量	令和６年度	北海道白糠郡白糠町	電子基準点（新設）

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

令和６年（ヒ）第１０号
福井県大野市篠座67号22番地
清算株式会社　高野繊維株式会社
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第１００２号
長野県千曲市大字鋳物師屋150番地
清算株式会社　エムジー環境エンジニアリング株式会社
代表清算人　森川　潤一
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所上田支部

復権申立て

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０６１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ミッドライトランブル
1　決定年月日　令和７年３月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
新潟県上越市東本町２丁目４番７号
清算株式会社　横尾電気工事株式会社
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所高田支部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２０２３号
東京都港区六本木６丁目12番２号
清算株式会社　株式会社エーピー
代表清算人　石田　茂之
1　決定年月日　令和７年３月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
2　弁済の方法
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
1　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１ヵ月以内に、特別清算申立日時点の資産である418万1720円から、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額である277万0583円を、各債権額に応じて按分弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、必要な費用を控除した残額を、各債権額に応じて按分弁済する。この場合、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９１号
東京都江戸川区中央２丁目20番２号
清算株式会社　株式会社起光建装
代表清算人　鈴木　妙子
1　決定年月日　令和７年３月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条（廃業型ガイドラインにおける再生計画）
協定債権者及び清算株式会社は、本協定案が、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく廃業型私的整理手続（ガイドライン第三部５.）において、協定債権者（別紙「協定債権者一覧表」記載の債権者）の全員同意を得て成立した、清算株式会社にかかる弁済計画案（令和５年６月30日付け計画案・同年８月１日付け成立。以下「本件廃業型ＧＬ計画」という。）に基づき策定されるものであることを確認する。
第２条（協定債権）
協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額（以下「協定債権額」という。）が別紙「協定債権者一覧表」記載の債権額のとおりであることを確認する。
第３条（共益費用の支払）
清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき公租公課等の請求権及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」は、協定債権に優先して支払う。

第４条（協定債権の権利変更）
１　協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権及び各協定債権にかかる利息損害金全額につき、その債務を免除する。
２　新たに財産が発見された場合の措置
本件協定認可確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から換価処分に要する費用及び共益費等を控除した残額を協定債権額のとおり按分して弁済する。この場合、本条第１項により協定債権者が行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で遡及して効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９２号

東京都渋谷区桜丘町14番６号
清算株式会社　株式会社アクアプラス
代表清算人　白尾　邦久
１　決定年月日　令和７年３月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社の残余財産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後に、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価、回収し、各協定債権者に対し、換価、回収代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第６号

長野県佐久市北川525番地52
清算株式会社　株式会社アイデーイー
代表清算人　井出　一彦
１　決定年月日　令和７年３月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の権利変更
協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
株式会社アイデーイー（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和６年７月31日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額（以下「協定債権額」という）であることを確認する。
⑵　協定債権者に対する弁済
会社は、協定債権者井出一彦を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。
⑶　本協定債権者による債務免除
本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社に対するその余の債務を免除する。
⑷　その他の協定債権者による債務免除
協定債権者井出一彦は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者井出一彦に対して負担する一切の債務を免除する。
⑸　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、前記⑶の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）

以上

長野地方裁判所佐久支部

令和７年（ヒ）第１００１号

島根県浜田市金城町追原39番地１
清算株式会社　株式会社金城観光ホテル
代表清算人　佐々木健久
１　決定年月日　令和７年３月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、協定債権のうち元金部分の0.085307パーセントの金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

松江地方裁判所浜田支部

令和６年（ヒ）第８号

徳島県徳島市東沖洲２丁目１番地15
清算株式会社　株式会社ＩＳＴ
代表清算人　庄野　　亨
１　決定年月日　令和７年３月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
清算株式会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　解散日
清算株式会社の解散日である令和６年４月30日をいう。
⑷　本件弁済日
本協定第３、２⑴に定める弁済日をいう。
２　弁済に関する通則的事項
⑴　本協定に定める弁済額の算定の際に生じる１円未満の端数は、切り上げる。
⑵　本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の３日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹（大阪弁護士会所属）の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
３　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
　共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。
第３　協定債権の取扱い
１　協定債権の概要
　協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。
①協定債権の額
　債権総額　3069万9216円
　内訳　元本　2924万5469円
　解散日までの利息及び損害金　145万3747円
　解散日の翌日以後の損害金　額未定
②協定債権者の数
　２名
２　協定債権者の弁済
　清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。
⑴　弁済日
　本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。
⑵　弁済額
　協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。
ア　弁済総額
　金100万円
イ　算定方法
㋐　徳島県信用保証協会に対する弁済額
　100万円を弁済額算定における弁済基礎金額とし、庄野享を除く全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額を基準債権額として、基準債権額の割合に応じて算定した額を弁済額とする。
㋑　庄野享に対する弁済額
　庄野享に対する弁済額は０円とする。
ウ　各協定債権者への個別弁済額
　前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

第４　債務免除
　協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
第５　新たな財産が発見された場合
１　本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の１週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の１週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から１か月以内に、本協定第３、２⑵イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。
２　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第４に定める免除を撤回する。
（別紙省略）
　徳島地方裁判所民事部

監督命令取消

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月三十日

掲載頁　五十八頁（号外第十八号）

令和七年四月一日

栃木県小山市城東一丁目六番三三号

（甲）ＳＣＡＴ株式会社

代表取締役　長島　秀夫

福岡市中央区今泉一丁目二〇番二号

（乙）ＶＩＤ株式会社

代表取締役　白川　雅路

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

愛知県岡崎市細川町字鳥ケ根一七番地一七

（甲）合同会社Ｒ企画

代表社員　日沖　涼子

愛知県岡崎市細川町鳥ケ根一七番地一七

（乙）合同会社ＲＭＳ

代表社員　日沖　涼子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年五月九日迄にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年八月十五日
掲載頁　七十一頁（号外第一九一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十八日
掲載頁　一〇三頁（号外第一五七号）

令和七年四月一日
大阪市港区海岸通二丁目六番一五号株式会社住友倉庫内
（甲）住倉ロジスティクス株式会社
（旧商号　株式会社服部組）
代表取締役　大六　剛
大阪市住之江区南港東四丁目一一番五〇号
（乙）泉倉作業株式会社
代表取締役　髙橋　茂文

吸収分割公告

スペイス・ムーブ株式会社（以下「甲」という。）と住友三井オートサービス株式会社（以下「乙」という。）とＳＭＡサポート株式会社（以下「丙」という。）とは、甲が締結した陸送事業（以下「事業Ｂ」という。）に関する契約上の地位及び事業Ｂに関する許認可の一切を丙に、甲の事業Ｂ以外のすべての事業等（以下「事業Ａ」という。）に関する権利義務を乙に、それぞれ承継させる吸収分割を行うことにいたしました。

この吸収分割の概要は次のとおりです。

①乙が効力発生日において甲から承継する資産、負債その他の権利義務

一、資産
甲が営むすべての事業に関する未収入金、売掛金、前払費用、固定資産、現預金の一切。但し、承継する現預金の額は、効力発生日の前日における本号の資産の額が、同日における二、の負債の額と同額となるように調整した額。

二、負債
甲が営むすべての事業に関する未払金、前受収益等、その他の一切（但し、未払消費税等、納税充当金除く。）。

三、契約上の地位
（四、の雇用契約上の地位を除く。）
甲が締結した事業Ａに関する契約上の地位の一切。

四、雇用契約上の地位
甲が営むすべての事業に係る従業員についての雇用契約上の地位。

②丙が効力発生日において、甲から承継する事業Ｂに関する権利義務

一、資産　承継は行わない。

二、負債　承継は行わない。

三、契約上の地位等
（四、の雇用契約上の地位を除く。）
甲が締結した事業Ｂに関する契約上の地位・許認可の一切。

四、雇用契約上の地位　承継は行わない。

③本分割の効力発生日　令和七年七月一日

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月一日
掲載頁　一三六頁（号外第一五八号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（丙）掲載紙　東京新聞
掲載の日付　令和六年六月二十九日
掲載頁　二十二頁

令和七年四月一日
東京都渋谷区初台一丁目五三番六号
（甲）スペイス・ムーブ株式会社
代表取締役　信清　久
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（乙）住友三井オートサービス株式会社
代表取締役　佐藤　計
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（丙）ＳＭＡサポート株式会社
代表取締役　阪本　正人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
東京都中央区勝どき四丁目七番七―三〇七号
ｏｎｅ　ａｓｓｅｔ　ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ合同会社
代表社員　一岡　亮大

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社一縁とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
東京都清瀬市野塩二丁目三九〇番地
Ｐｕｒｏｍ合同会社
代表社員　根岸　宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
東京都荒川区南千住七丁目一七番五―二〇三号
ペガサス合同会社
代表社員　李　巍

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。変更後の商号は株式会社ＧＩＮＺＡＳＩＣＩＬＩＡです。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
東京都豊島区南池袋二丁目五番一号
合同会社銀座シシリア学食事業部
代表社員　平光　隆一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
横浜市都筑区池辺町三五七三番地二―三〇一号
合同会社サンデー
代表社員　鈴木　隆広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
名古屋市中区栄三丁目一番二六号本町牧野ビル　エレルーフサービス合同会社
代表社員　新谷　智哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
愛知県津島市半頭町東之割二番
合同会社ＳＯＲＡ
代表社員　ブラット・ウミット

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
大阪府八尾市刑部三丁目六三山田マンション二一一
合同会社岡田商店
代表社員　米田由美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日
広島市安佐北区白木町三田六五五〇番地六
合同会社大樟
代表社員　西村　絵里

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千万円減少し一億円とし、減少する資本金の額の全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fk-net.co.jp/notice/index.html

令和七年四月一日
栃木県宇都宮市元今泉四丁目六番九号
株式会社フカサワ
代表取締役　深澤　友志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億四万四千八百十円減少し、減少する資本金の額のうち三億一千三百十万七千二十六円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十五日

掲載頁　六十七頁（号外第三〇一号）

令和七年四月一日

東京都港区南青山一丁目一五番九号

ＱＵＡＤＲＡＣ株式会社

代表取締役　高田　昌幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十五日

掲載頁　七十六頁（号外第三〇一号）

令和七年四月一日

愛知県海部郡飛島村木場一丁目七四番地

株式会社Ｔ．Ｐ．マテリアル

代表取締役　廣村高太郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金四億五千百六十万五千七百四十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十八日

掲載頁　七十四頁（号外第四十一号）

令和七年四月一日

名古屋市西区児玉三丁目二五番一四号

児玉興業株式会社

代表取締役　松田まり子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百億円、資本準備金の額を百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十日

掲載頁　一〇五頁（号外第一四八号）

令和七年四月一日

大阪府摂津市千里丘新町三番二六号

ニプロファーマ株式会社

代表取締役　西田　健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十六日の臨時株主総会にて承認されることを前提に、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月一日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号

株式会社グラニフ

代表取締役　村田　昭彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月一日

神奈川県横須賀市湘南鷹取一丁目三三番二四号

株式会社美装

代表取締役　三冨　悟

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月一日

横浜市中区桜木町一丁目一番八号日石横浜ビル一八階

フェデラル・モーグルジャパン株式会社

代表取締役　小川　哲明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月一日

岐阜県各務原市蘇原興亜町五丁目一〇番地

株式会社エニック

代表取締役　榎本　尚浩

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である羅涛が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

横浜市西区高島二丁目一一番二号スカイメナー横浜五一九

上海東熠数控科技有限公司

日本における代表者　羅　涛

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるプラバルティ・ベンカタ・クリシュナクマールが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

広島市南区大州五丁目一番一七―三〇一号

Ｓａｔｙａｍ―Ｖｅｎｔｕｒｅ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ　Ｐｒｉｖａｔｅ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者

プラバルティ・ベンカタ・クリシュナクマール

訂正公告

令和七年三月十七日（号外第五十三号）掲載の解散公告中、住所「東京都千代田区神田小川町一丁目八番一四号神田新宮嶋ビルＢＳＪ三〇一」とあるは、「東京都新宿区新宿七丁目二〇番六号一Ｆ」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月一日

東京都新宿区新宿七丁目二〇番六号一Ｆ

有限会社ユタカ建物

代表清算人　髙橋　圭

訂正公告

令和七年三月二十四日（号外第六十一号）掲載の決算公告（枠組）中、当社の決算期「[illegible]」とあるは「[illegible]」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月一日

高知市北久保二番三五号　栄産業株式会社

代表取締役　小松　徳志